万引きは犯罪です

令和６年
２月号

墨染交番だより

☆令和５年中墨染交番管内刑法犯認知件数　９４件
（うち万引きは２４件でした）

主な被害場所は

- ○スーパーマーケット
- ○コンビニエンスストア
- ○ドラッグストア　　等です

万引きは刑法第２３５条窃盗罪（１０年以下の懲役又は５０万円以下の罰金）に該当します。精算前の商品をバッグの中に入れて隠した場合、店を出ずとも窃盗罪になります。

伏見警察署
075-602-0110

墨染交番
075-641-1715

万引きは犯罪です。決して犯罪者にならないでください。

パソコンがウイルス感染？
それって詐欺かも！

・突然パソコンに
「ウイルスに感染した」
等という偽の警告画面が表示

・表示されたサポート窓口に電話すると・・・

・遠隔操作で修理する
・修理代を電子マネーで送金して

などと、お金を請求されます！

突然警告画面が表示されたら

表示された番号には絶対に電話しない！
一人で悩まず、警察や家族に相談する！

受験期における痴漢や盗撮に注意！

受験会場に向かう受験生は痴漢や盗撮をしても通報しない。
受験日は痴漢チャンスデー。

このような心ない投稿がインターネット上で散見されます。

被害に遭ったら・・・？

あなたの安全を確保するため、声を上げたり、痴漢ヘルプミーカードを積極的に使用するなどの方法で周りの人に助けを求める。

被害を目撃したら・・・？

見て見ぬふりをせず、痴漢ヘルプユーカードを使用するなどして、積極的に被害者に声を掛けてあげる。

痴漢ヘルプミーカード、ヘルプユーカードのダウンロード→ → → → → →

回覧

千年を守る　未来を創る